

## ＜公文書管理委員会 論点整理（案）のポイント＞

- 当委員会としては、公文書管理制度の観点から、閣議、閣僚会議などの政府の重要な意思決定に係わる会議の記録作成の確保のため、「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」の制度化を提案。
- このような制度は、公文書管理制度のみならず内閣制度や情報公開制度の在り方とも密接に関係し、当委員会の所掌を超える部分もあるため、政府においては、諸外国の関連する制度や運用の実情を把握しつつ、制度設計を政府全体で検討していくことが必要。
- 制度化の方向性は以下のとおり。
  - (1) 閣議
    - ・公文書管理制度の目的に照らせば、行政の最終的な意思決定の場である閣議について議事概要・議事録を作成・保存することが望ましい。
    - ・しかし、議事概要・議事録を作成した場合、現行の情報公開法との関係では、不開示事由に該当するか否かについて個々に判断することとなるため、比較的短期間のうちに開示され、「内閣の統一性・一体性の確保」の要請を満たすことができなくなるおそれがある。
    - ・このため、関連法の改正の検討を行い、「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」を制度化することが考えられる。
    - ・閣僚懇談会についても、閣議に引き続いて行われる閣僚間の意見交換という高い位置付けに鑑みれば、閣議と同様の制度化を行うことが考えられる。
  - (2) 関係行政機関の長で構成される会議
    - ・法律に基づき設置され明確な所掌事務と権限を有する会議については、意思決定の過程として議事概要・議事録を作成・保存することが望ましい。
    - ・閣議決定や内閣総理大臣決裁など様々な開催根拠に基づく会議のうち、関係閣僚間で何らかの決定や了解が行われるものについては、議事概要・議事録を作成することが望ましい。
    - ・これらの会議も、内閣の統一性・一体性の確保の観点から、会議の内容等に応じて、閣議と同様の制度化の対象とすることが考えられる。
  - (3) 省議（政務三役会議等を含む。）
    - ・省議も、各省大臣等が意思決定を行う上で重要な決定や了解が行われる場合は、議事概要・議事録を作成することが望ましい。
    - ・これらの会議は一省内の会議であるため、上記の「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」の制度化の対象にはなじまない。
    - ・このため、省議、さらには大臣との打合せや意見交換などについては、情報公開との関係について運用面も含めた検討を行う必要がある。
    - ・なお、省議は、その位置付けや開催状況・会議内容が各府省で様々であり、制度的な位置付けや、各府省の意思決定過程における所掌事務・権限の明確化などが望まれる。